

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置を踏まえた建築物環境計画書制度の当面の運用について

東京都緊急事態措置を実施するため、当面の間、建築物環境計画書制度の運用について、以下のとおりとします。

事業者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1 各種届出の提出について

- 「令和三年七月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則」の公布により、条例等に規定する義務が履行できない場合、令和3年10月31日まで免責（処分や刑罰が適用されない）となります。

※条例等に基づく各種届出の提出期限が令和3年7月12日から同年10月30日までの間に到来する場合に、同年10月31日まで期限を延長

- 各種届出をご提出いただく場合は、原則、電子メールや郵送での手続をご利用ください。窓口対面での受付は行いませんので、ご了承ください。

《電子メールや郵送による各種届出の方法》

- ・こちらの URL から届出に関する案内をご確認の上、必要書類をヘルプデスク宛に送付してください。
建築物環境計画書制度の各種届出について
<https://www7.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/building/hankoresu.pdf>
- ・各種届出に必要な書類は「東京都建築物環境計画書作成の手引き」をご参照ください。（手引きは[こちら](#)からダウンロードできます。）
- ・送付いただく書類をご案内いたしますので、事前にヘルプデスクへお電話ください。

2 各種届出の副本返却について

- 当面の間、各種届出の手続完了後も副本返却は行いませんので、ご了承ください。窓口対面でのお渡しが可能となりましたら、個別にお電話でご連絡いたします。この間、副本返却が必要な方は、ヘルプデスクまでご相談ください。
- なお、窓口や審査体制の縮小に伴い、ご提出いただいた各種届出の手続は通常よりお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

3 お問合せ、ご相談について

- 当面の間、窓口を縮小します。お問合せ、ご相談は、電話又はメールでお受けいたします。
また、ご回答には、通常よりお時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。

《問合せ先》

- 建築物環境計画書の作成・提出、その他各種届出に関すること
「東京都建築物環境計画書制度」ヘルプデスク
TEL：03-5320-7879
メールアドレス：building(at)kankyo.metro.tokyo.jp
※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。
- 制度全般に関すること
東京都 環境局 地球環境エネルギー部 環境都市づくり課
TEL：03-5388-3536